

改 正 後	現 行																																																												
<p style="text-align: center;">別 紙</p> <p style="text-align: center;"><b>土地改良事業等請負工事積算基準及び 標準歩掛の参考資料(施設機械)</b></p> <p>第 1 章 鋼橋製作架設工事(参考資料)</p> <p>第 1 適用範囲 [略]</p> <p>第 2 工場製作原価</p> <p>1 直接製作費</p> <p>1-1 [略]</p> <p>1-2 労務費 (1)・(2) [略]</p> <p>1) 製作工数 [略]</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 対傾構及び横構組立工数(Y<sub>4</sub>) (単純鉸桁・連続鉸桁のみ)</p> $Y_4 = C_1 \times c_1 \times K_5 + C_2 \times c_2 \times K_5$ <p>C<sub>1</sub>: 対傾構部材数 C<sub>2</sub>: 横構部材数 c<sub>1</sub>: 対傾構 1 部材当たりの標準工数(表-2・5) c<sub>2</sub>: 横構 1 部材当たりの標準工数(表-2・5) K<sub>5</sub>: <u>(主桁高×主桁間隔)</u>面積による影響係数(表-2・9)</p> <p>(7) [略]</p> <p>(8) 橋梁形式による標準工数</p> <p>表-2・4 橋梁形式別標準工数</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width:15%;">形式 \ 要素</th> <th style="width:15%;">a<sub>1</sub> (人/個)</th> <th style="width:15%;">a<sub>2</sub> (人/個)</th> <th style="width:15%;">b<sub>1</sub> (人/10m)</th> <th style="width:15%;">b<sub>2</sub> (人/10m)</th> <th style="width:15%;">c (人/個)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>単純鉸桁</td> <td>1.48</td> <td>0.32</td> <td>0.94</td> <td>0.39</td> <td>0.43</td> </tr> <tr> <td>連続鉸桁</td> <td>1.47</td> <td>0.23</td> <td>0.78</td> <td>0.37</td> <td>0.38</td> </tr> <tr> <td>箱 桁</td> <td>2.25</td> <td>0.31</td> <td>0.87</td> <td>0.37</td> <td>3.09</td> </tr> <tr> <td>鋼床版鉸桁</td> <td>1.24</td> <td>0.25</td> <td>0.92</td> <td>0.62</td> <td style="color: red;">4.17</td> </tr> </tbody> </table>	形式 \ 要素	a <sub>1</sub> (人/個)	a <sub>2</sub> (人/個)	b <sub>1</sub> (人/10m)	b <sub>2</sub> (人/10m)	c (人/個)	単純鉸桁	1.48	0.32	0.94	0.39	0.43	連続鉸桁	1.47	0.23	0.78	0.37	0.38	箱 桁	2.25	0.31	0.87	0.37	3.09	鋼床版鉸桁	1.24	0.25	0.92	0.62	4.17	<p style="text-align: center;">別 紙</p> <p style="text-align: center;"><b>土地改良事業等請負工事積算基準及び 標準歩掛の参考資料(施設機械)</b></p> <p>第 1 章 鋼橋製作架設工事(参考資料)</p> <p>第 1 適用範囲 [略]</p> <p>第 2 工場製作原価</p> <p>1 直接製作費</p> <p>1-1 [略]</p> <p>1-2 労務費 (1)・(2) [略]</p> <p>1) 製作工数 [略]</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 対傾構及び横構組立工数(Y<sub>4</sub>) (単純鉸桁・連続鉸桁のみ)</p> $Y_4 = C_1 \times c_1 \times K_5 + C_2 \times c_2 \times K_5$ <p>C<sub>1</sub>: 対傾構部材数 C<sub>2</sub>: 横構部材数 c<sub>1</sub>: 対傾構 1 部材当たりの標準工数(表-2・5) c<sub>2</sub>: 横構 1 部材当たりの標準工数(表-2・5) K<sub>5</sub>: <u>(主桁高)×(主桁間隔)</u>面積による影響係数(表-2・9)</p> <p>(7) [略]</p> <p>(8) 橋梁形式による標準工数</p> <p>表-2・4 橋梁形式別標準工数</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width:15%;">形式 \ 要素</th> <th style="width:15%;">a<sub>1</sub> (人/個)</th> <th style="width:15%;">a<sub>2</sub> (人/個)</th> <th style="width:15%;">b<sub>1</sub> (人/10m)</th> <th style="width:15%;">b<sub>2</sub> (人/10m)</th> <th style="width:15%;">c (人/個)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>単純鉸桁</td> <td>1.48</td> <td>0.32</td> <td>0.94</td> <td>0.39</td> <td>0.43</td> </tr> <tr> <td>連続鉸桁</td> <td>1.47</td> <td>0.23</td> <td>0.78</td> <td>0.37</td> <td>0.38</td> </tr> <tr> <td>箱 桁</td> <td>2.25</td> <td>0.31</td> <td>0.87</td> <td>0.37</td> <td>3.09</td> </tr> <tr> <td>鋼床版鉸桁</td> <td>1.24</td> <td>0.25</td> <td>0.92</td> <td>0.62</td> <td style="color: red;">3.61</td> </tr> </tbody> </table>	形式 \ 要素	a <sub>1</sub> (人/個)	a <sub>2</sub> (人/個)	b <sub>1</sub> (人/10m)	b <sub>2</sub> (人/10m)	c (人/個)	単純鉸桁	1.48	0.32	0.94	0.39	0.43	連続鉸桁	1.47	0.23	0.78	0.37	0.38	箱 桁	2.25	0.31	0.87	0.37	3.09	鋼床版鉸桁	1.24	0.25	0.92	0.62	3.61
形式 \ 要素	a <sub>1</sub> (人/個)	a <sub>2</sub> (人/個)	b <sub>1</sub> (人/10m)	b <sub>2</sub> (人/10m)	c (人/個)																																																								
単純鉸桁	1.48	0.32	0.94	0.39	0.43																																																								
連続鉸桁	1.47	0.23	0.78	0.37	0.38																																																								
箱 桁	2.25	0.31	0.87	0.37	3.09																																																								
鋼床版鉸桁	1.24	0.25	0.92	0.62	4.17																																																								
形式 \ 要素	a <sub>1</sub> (人/個)	a <sub>2</sub> (人/個)	b <sub>1</sub> (人/10m)	b <sub>2</sub> (人/10m)	c (人/個)																																																								
単純鉸桁	1.48	0.32	0.94	0.39	0.43																																																								
連続鉸桁	1.47	0.23	0.78	0.37	0.38																																																								
箱 桁	2.25	0.31	0.87	0.37	3.09																																																								
鋼床版鉸桁	1.24	0.25	0.92	0.62	3.61																																																								

改正後

現行

鋼床版箱桁	3.78	0.33	1.03	0.53	6.24
トラス	0.56	0.33	0.75	0.32	0.79
アーチ	1.59	0.41	0.93	0.55	<u>2.70</u>
ラーメン	1.98	0.40	0.80	0.57	3.26

鋼床版箱桁	3.78	0.33	1.03	0.53	6.24
トラス	0.56	0.33	0.75	0.32	0.79
アーチ	1.59	0.41	0.93	0.55	<u>2.55</u>
ラーメン	1.98	0.40	0.80	0.57	3.26

表-2・5 [略]

(9) [略]

(10) 付属物の標準製作工数  
[略]

表-2・5 [略]

(9) [略]

(10) 付属物の標準製作工数  
[略]

表-2・11 伸縮継手標準工数 (人/t)

形式	標準工数	伸縮継手構造形式図
フィンガー形式	<u>15.3</u>	J-1
車道部はフィンガー形式 歩道部重ね合わせ(踏板)形式	<u>14.9</u>	J-2

表-2・11 伸縮継手標準工数 (人/t)

形式	標準工数	伸縮継手構造形式図
フィンガー形式	<u>11.2</u>	J-1
車道部はフィンガー形式 歩道部重ね合わせ(踏板)形式	<u>12.2</u>	J-2

伸縮継手構造形式図 [略]

伸縮継手構造形式図 [略]

表-2・12~表-2・20 [略]

2) [略]

1-3 [略]

2 [略]

表-2・12~表-2・20 [略]

2) [略]

1-3 [略]

2 [略]

第3 架設工事原価

1 直接工事費 [略]

1-1 輸送費[略]

1-2 架設費

1) 架設費の内容  
[略]

(1) 移動式クレーン

移動式クレーンの機種・規格は、表-3・4を標準とする。

表-3・4 移動式クレーン機種の選定

作業種別	用途	機種・規格
・移動式クレーン ・移動式クレーンによる ステージング	・架設用クレーン ・合成床版用クレーン	5 t 吊以上 80 t 吊未満 ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型・排出 ガス対策型 (2014年規制) 各種
		それ以外 トラッククレーン 油圧 伸縮ジブ型 各種

(注)1.・2. [略]

3. 現場条件によりクローラクレーンを使用する場合も本歩掛を適用出来る。

4. 移動式クレーンは、賃料とする。

5. 架設用クレーン、合成床版用クレーンについて、規格が5 t 吊以上 80 t 吊未満となる場合は、ラフテレーンクレーン (排出ガス対策型(2014年規制)) を標準とする。

6. [略]

(2) ~ (4) [略]

2) 支承据付工

(1) 金属支承据付工

イ 金属支承据付工歩掛は、表-3・7を標準とする。

表-3・7 金属支承据付工歩掛

架設工法	日当たり施工量 D <sub>n</sub> (基/日)	編成人員(人)	機械名	諸雑費率(%) (注4)	
				平均橋台橋脚 高さ2m未満	平均橋台橋脚 高さ2m以上
移動式 クレーン	$D_n = \frac{N}{0.30a(N+9)}$	橋りょう世話役 1 橋りょう特殊工 3 普通作業員 1	ラフテレーンクレーン油圧伸縮 ジブ型・排出ガ ス対策型 (2014 年規制) 25 t 吊	1 (0.9)	8 (8)

N: 支承設置数(基)

a: 1基当たり支承質量による係数(表-3・8)

(注) 1~7 [略]

第3 架設工事原価

1 直接工事費 [略]

1-1 輸送費[略]

1-2 架設費

1) 架設費の内容  
[略]

(1) 移動式クレーン

移動式クレーンの機種・規格は、表-3・4を標準とする。

表-3・4 移動式クレーン機種の選定

作業種別	用途	機種・規格
・移動式クレーン ・移動式クレーンによる ステージング	・架設用クレーン ・合成床版用クレーン	5 t 吊以上 80 t 吊未満 ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型・排出 ガス対策型 (第2次基準 準値) 各種
		それ以外 トラッククレーン 油圧 伸縮ジブ型 各種

(注)1.・2. [略]

3. 現場条件により上表により難しい場合は、クレーンの機種・規格を別途選定する。その際にも本歩掛を適用出来る。

4. トラッククレーン及びラフテレーンクレーンは、賃料とする。

5. 架設用クレーン、合成床版用クレーンについて、規格が5 t 吊以上 80 t 吊未満となる場合は、ラフテレーンクレーン (排出ガス対策型(第2次基準値)) を標準とする。

6. [略]

(2) ~ (4) [略]

2) 支承据付工

(1) 金属支承据付工

イ 金属支承据付工歩掛は、表-3・7を標準とする。

表-3・7 金属支承据付工歩掛

架設工法	日当たり施工量 D <sub>n</sub> (基/日)	編成人員(人)	機械名	諸雑費率(%) (注4)	
				平均橋台橋脚 高さ2m未満	平均橋台橋脚 高さ2m以上
移動式 クレーン	$D_n = \frac{N}{0.30a(N+9)}$	橋りょう世話役 1 橋りょう特殊工 3 普通作業員 1	ラフテレーンクレーン油圧伸縮ジブ 型・排出ガス対策 型 (第2次基準 値) 25 t 吊	1 (0.9)	8 (8)

N: 支承設置数(基)

a: 1基当たり支承質量による係数(表-3・8)

(注) 1~7 [略]

ロ 補正係数[略]

(2) ゴム支承据付工

ゴム支承据付工歩掛は、表-3・9を標準とする。

表-3・9 ゴム支承据付工歩掛

種別	日当たり施工量 D <sub>n</sub> (基/日)	編成人員(人)	機械名	諸雑費率(%) (注4)	
				平均橋台橋脚 高さ2m未満	平均橋台橋脚 高さ2m以上
一般支承	$D_n = \frac{1}{0.082W + 0.324}$	橋りょう世話役 橋りょう特殊工	ラフテレーンク レーン油圧伸縮 ジブ型・排出ガ ス対策型 (2014 年規制) 25 t 吊	1 (0.9)	10 (10)
機能 分離型 支承	$D_n = \frac{1}{0.101W + 0.484}$				

W : 1基当たり支承質量 (t)  
1基当たり支承質量 = 支承総質量 / 支承設置数  
(注)1 ~8 [略]

(3) [略]

3) 地組工

(1) [略]

(2) 地組工は、2部材以上の主桁を地上等であらかじめ縦列に連結する作業であり、対傾構・横桁等で主桁を並列組する並列地組立は原則として積算上考慮しないものとする。

ただし、作業時間の制約や、橋梁上作業の制約等でやむを得ず並列地組立を行わなければならない場合は地組工歩掛を適用する。

表-3・10 地組工歩掛

桁形式	日当たり施工量D <sub>g</sub> (t/日)	編成人員(人)	諸雑費率(%) (注)6
鈹桁 ラーメン (鈹桁形式)	$D_g = \frac{G}{0.029(G+87)}$	橋りょう世話役	1
		橋りょう特殊工	5
箱桁 ラーメン (箱桁形式)	$D_g = \frac{G}{0.020(G+87)}$	橋りょう世話役	1
		橋りょう特殊工	6
少数I桁 (鈹桁形式)	$D_g = \frac{G}{0.026(G+87)}$	橋りょう世話役	1
		橋りょう特殊工	5
細幅箱桁 (箱桁形式)	$D_g = \frac{G}{0.020(G+87)}$	橋りょう世話役	1
		橋りょう特殊工	6

G : 地組質量 (t)

(注)1. 本歩掛は、運搬車両から地組用架台への取卸し、または仮置きから地組用架台への設置、ならびに地組に伴う仮締めを含む。

2. 地組用架台に直接取卸しせず、仮置きする場合の取卸しに要する費用は、「施工パッケージ型積算基準(施設機械)現場取卸工」による。

3. 仮置き場から小運搬が必要な場合は別途計上する。

ロ 補正係数[略]

(2) ゴム支承据付工

ゴム支承据付工歩掛は、表-3・9を標準とする。

表-3・9 ゴム支承据付工歩掛

種別	日当たり施工量 D <sub>n</sub> (基/日)	編成人員(人)	機械名	諸雑費率(%) (注4)	
				平均橋台橋脚 高さ2m未満	平均橋台橋脚 高さ2m以上
一般支承	$D_n = \frac{1}{0.082W + 0.324}$	橋りょう世話役 橋りょう特殊工	ラフテレーンク レーン油圧伸縮 ジブ型・排出ガ ス対策型 (第2 次基準値) 25 t 吊	1 (0.9)	10 (10)
機能 分離型 支承	$D_n = \frac{1}{0.101W + 0.484}$				

W : 1基当たり支承質量 (t)  
1基当たり支承質量 = 支承総質量 / 支承設置数  
(注)1 ~8 [略]

(3) [略]

3) 地組工

(1) [略]

(2) 地組工は、2部材以上の主桁を地上等で予め縦列に連結する作業であり、対傾構・横桁等で主桁を並列組する並列地組立は原則として積算上考慮しないものとする。

ただし、作業時間の制約や、橋梁上作業の制約等でやむを得ず並列地組立を行わなければならない場合は地組工歩掛を適用する。

表-3・10 地組工歩掛

桁形式	日当たり施工量D <sub>g</sub> (t/日)	編成人員(人)	諸雑費率(%) (注)4
鈹桁 ラーメン (鈹桁形式)	$D_g = \frac{G}{0.026(G+77)}$	橋りょう世話役	1
		橋りょう特殊工	5
箱桁 ラーメン (箱桁形式)	$D_g = \frac{G}{0.018(G+77)}$	橋りょう世話役	1
		橋りょう特殊工	6
少数I桁 (鈹桁形式)	$D_g = \frac{G}{0.023(G+77)}$	橋りょう世話役	1
		橋りょう特殊工	5
細幅箱桁 (箱桁形式)	$D_g = \frac{G}{0.018(G+77)}$	橋りょう世話役	1
		橋りょう特殊工	6

G : 地組質量 (t)

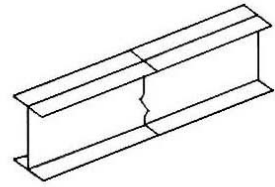
(注)1. 本歩掛は、地組に伴う仮締めを含む。

[新設]

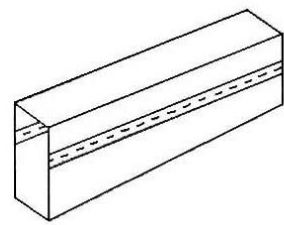
[新設]

改正後

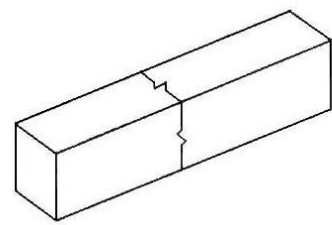
4. 地組質量は、地上組立をすべき主桁(鋼床版・添接板を含む)の質量であり、副部材及び高欄等の質量は除いたものである。
5. 地組工には、本締め工は含まない。
6. 諸雑費は、地組用架台損料、発動発電機を使用した場合の燃料・油脂類の費用であり、労務費の合計額に表-3・10の率を乗じた金額を上限として計上する。  
なお、商用電源を使用した場合も同値とする。
7. クレーン賃料、架設工具損料等は、表-3・22により別途計上する。
8. 日当たり施工量D<sub>g</sub>は小数第2位を四捨五入し、小数第1位止めとする。



鈹桁・少数I桁  
(縦列組)



箱桁・細幅箱桁  
(横割ブロック組立)



箱桁・細幅箱桁  
(縦列組)

4) 架設工

(1) ・(2) [略]

(3) 一部材質量による係数

一部材質量による係数は、表-3・13を標準とする。

表-3・13 一部材質量による係数

鈹桁 ラーメン(鈹桁形式)	一部材質量(t)	10以下	10超
	a	1.0	1.2
箱桁 ラーメン(箱桁形式)	一部材質量(t)	20未満	20以上
	a	-	1.6
少数I桁 (鈹桁形式)	一部材質量(t)	20以下	20超
	a	1.3	1.7
細幅箱桁 (箱桁形式)	一部材質量(t)	20未満	20以上
	a	-	1.6
備考	一部材質量=主桁質量/主桁架設回数		

(注) 1. ~3. [略]

4. 鋼製以外(アルミ又はFRP)の検査路は、上記鋼材質量に加算せずに、別途計上する。
5. 主桁質量は「鋼道路橋数量集計マニュアル(案)」にて主桁の大型材片及び小型材片に分類されている部材の総質量である。なお、鋼床版桁の場合は鋼床版の大型材片及び小型材片の質量の合計も含む。
6. 主桁架設回数には鋼床版の架設回数を含む。なお、地組を行った場合の主桁架設回数は、地組後の部材数を架設回数とする。
7. クレーン賃料、架設工具損料等は、表-3・22により別途計上する。
8. 諸雑費は、発動発電機を使用した場合の燃料・油脂類及び消耗材料の費用であり、労務費の合計額に、表-3・11~12の率を乗じた金額を上限として計上する。  
なお、商用電源を使用した場合は、商用電力料及び消耗材料費として( )内の率を乗じた金額を上限として計上する。
9. 日当たり施工量D<sub>w</sub>は、小数第2位を四捨五入し、小数第1位止めとする。
10. 橋梁排水管設置と鋼橋架設を同時発注する場合、橋梁排水管設置については、橋梁排水管設置工の歩掛を適用する。
11. アーチ橋、ランガー橋架設歩掛は、橋梁形式トラスとする。

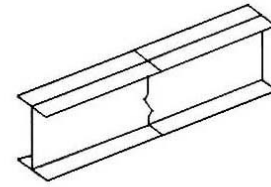
5) [略]

6) 落橋防止装置取付工

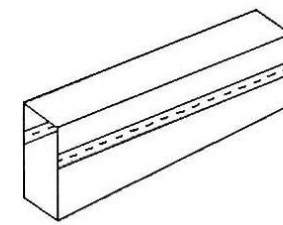
PC鋼棒又はケーブルによって連結される落橋防止装置の取付歩掛は、表-3・15を標準とする。

現行

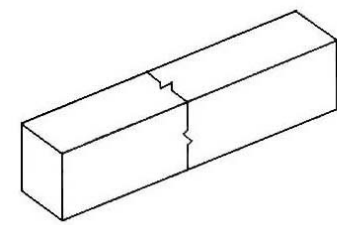
2. 地組質量は、地上組立をすべき主桁(鋼床版・添接板を含む)の質量であり、副部材及び高欄等の質量は除いたものである。
3. 地組工には、本締め工は含まない。
4. 諸雑費は、地組用架台損料、発動発電機を使用した場合の燃料・油脂類の費用であり、労務費の合計額に表-3・10の率を乗じた金額を上限として計上する。  
なお、商用電源を使用した場合も同値とする。
5. クレーン賃料、架設工具損料等は、表-3・22により別途計上する。
6. 日当たり施工量D<sub>g</sub>は小数第2位を四捨五入し、小数第1位止めとする。



鈹桁・少数I桁  
(縦列組)



箱桁・細幅箱桁  
(横割ブロック組立)



箱桁・細幅箱桁  
(縦列組)

4) 架設工

(1) ・(2) [略]

(3) 一部材質量による係数

一部材質量による係数は、表-3・13を標準とする。

表-3・13 一部材質量による係数

鈹桁 ラーメン(鈹桁形式)	一部材質量(t)	10以下	10超
	a	1.0	1.2
箱桁 ラーメン(箱桁形式)	一部材質量(t)	20以下	20超
	a	-	1.6
少数I桁 (鈹桁形式)	一部材質量(t)	20以下	20超
	a	1.3	1.7
細幅箱桁 (箱桁形式)	一部材質量(t)	20以下	20超
	a	-	1.6
備考	一部材質量=主桁質量/主桁架設回数		

(注) 1. ~3. [略]

[新設]

4. 主桁質量は「鋼道路橋数量集計マニュアル(案)」にて主桁の大型材片及び小型材片に分類されている部材の総質量である。なお、鋼床版桁の場合は鋼床版の大型材片及び小型材片の質量の合計も含む。
5. 主桁架設回数には鋼床版の架設回数を含む。なお、地組を行った場合の主桁架設回数は、地組後の部材数を架設回数とする。
6. クレーン賃料、架設工具損料等は、表-3・22により別途計上する。
7. 諸雑費は、発動発電機を使用した場合の燃料・油脂類及び消耗材料の費用であり、労務費の合計額に、表-3・11~12の率を乗じた金額を上限として計上する。  
なお、商用電源を使用した場合は、商用電力料及び消耗材料費として( )内の率を乗じた金額を上限として計上する。
8. 日当たり施工量D<sub>w</sub>は、小数第2位を四捨五入し、小数第1位止めとする。
9. 橋梁排水管設置と鋼橋架設を同時発注する場合、橋梁排水管設置については、橋梁排水管設置工の歩掛を適用する。
10. アーチ橋、ランガー橋架設歩掛は、橋梁形式トラスとする。

5) [略]

6) 落橋防止装置取付工

PC鋼棒又はケーブルによって連結される落橋防止装置の取付歩掛は、表-3・15を標準とする。

表-3・15 落橋防止装置取付工歩掛

日当たり施工量D <sub>k</sub> (組/日)	編成人員(人)		機械名
4	橋りょう世話役	1	ラフテレーンクレーン油圧伸縮ジブ型・排出ガス対策型 (2014年規制) 25 t 吊
	橋りょう特殊工	3	

(注)1~4 [略]

7)・8) [略]

9) ベント工

(1) ベント設備設置・撤去

ベント設備設置・撤去歩掛は、表-3・16 を標準とする。なお、ベント用足場の設置・撤去労務を含む。

表-3・16 ベント設備設置・撤去歩掛

機械名	日当たり施工量D <sub>t</sub> (t/日)	編成人員(人)		諸雑費率(%) (注)4
ラフテレーンクレーン油圧伸縮ジブ型・排出ガス対策型 (2014年規制) 25 t 吊	$D_t = \frac{T}{0.14T + 1.7}$	橋りょう世話役	1	1 (0.7)
		橋りょう特殊工	5	

T : ベント総質量(t)

(注) 1~7 [略]

(2) [略]

(3) ベント基礎設置・撤去

鋼板によるベント基礎設置・撤去歩掛は、表-3・19 を標準とする。

表-3・19 ベント基礎設置・撤去歩掛

機械名	日当たり施工量D <sub>a</sub> (m <sup>2</sup> /日)	編成人員(人)	
ラフテレーンクレーン油圧伸縮ジブ型・排出ガス対策型 (2014年規制) 25 t 吊	$D_a = \frac{A}{0.012A + 0.6}$	橋りょう世話役	1
		橋りょう特殊工	4

A : ベント基礎の延面積(m<sup>2</sup>)

(注) 1~7 [略]

表-3・15 落橋防止装置取付工歩掛

日当たり施工量D <sub>k</sub> (組/日)	編成人員(人)		機械名
4	橋りょう世話役	1	ラフテレーンクレーン油圧伸縮ジブ型・排出ガス対策型 (第2次基準値) 25 t 吊
	橋りょう特殊工	3	

(注)1~4 [略]

7)・8) [略]

9) ベント工

(1) ベント設備設置・撤去

ベント設備設置・撤去歩掛は、表-3・16 を標準とする。なお、ベント用足場の設置・撤去労務を含む。

表-3・16 ベント設備設置・撤去歩掛

機械名	日当たり施工量D <sub>t</sub> (t/日)	編成人員(人)		諸雑費率(%) (注)4
ラフテレーンクレーン油圧伸縮ジブ型・排出ガス対策型 (第2次基準値) 25 t 吊	$D_t = \frac{T}{0.13T + 1.6}$	橋りょう世話役	1	1 (0.7)
		橋りょう特殊工	5	

T : ベント総質量(t)

(注) 1~7 [略]

(2) [略]

(3) ベント基礎設置・撤去

鋼板によるベント基礎設置・撤去歩掛は、表-3・19 を標準とする。

表-3・19 ベント基礎設置・撤去歩掛

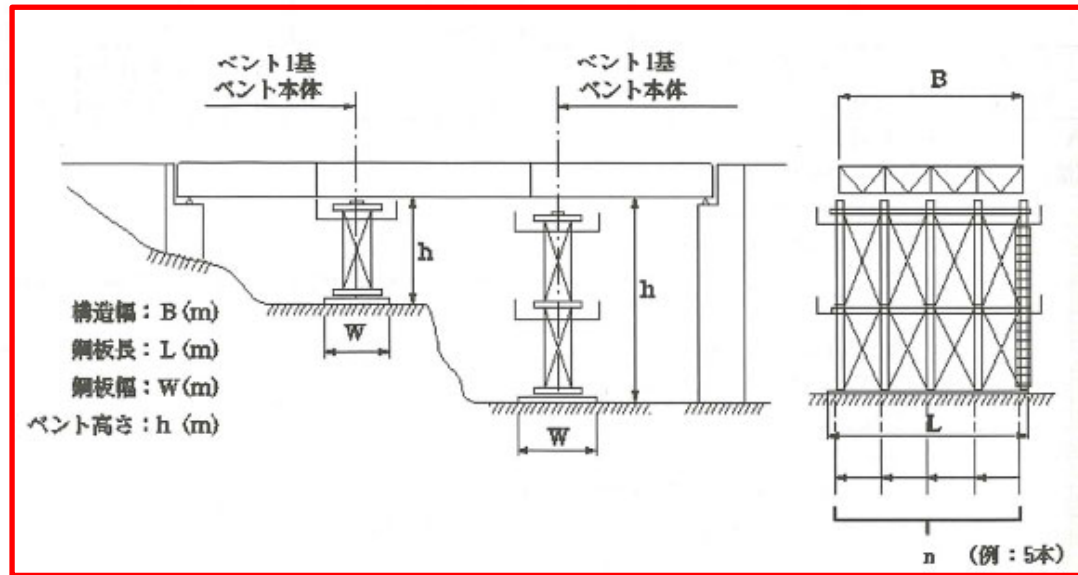
機械名	日当たり施工量D <sub>a</sub> (m <sup>2</sup> /日)	編成人員(人)	
ラフテレーンクレーン油圧伸縮ジブ型・排出ガス対策型 (第2次基準値) 25 t 吊	$D_a = \frac{A}{0.011A + 0.55}$	橋りょう世話役	1
		橋りょう特殊工	4

A : ベント基礎の延面積(m<sup>2</sup>)

(注) 1~7 [略]

表-3・20 [略]

ベント設備 (参考図)



10) 合成床版工  
[略]

(1) 合成床版架設工[略]

11) 架設用機械設備及び工具の供用日数等

架設用機械設備及び工具の供用日数は、表-3・22 を標準とする。これにより難しい場合は、別途考慮する。

表-3・22 設備及び工具の供用日数等

名称	作業種別	供用日数 (移動式クレーンは運転日数)	
		架設用	合成床版用
移動式クレーン	移動式クレーン	架設用	(A又はA+B) (×1.4)
		合成床版用	J (×1.4)
		作業用	C+D+I
	移動式クレーンによるステーキング	架設用	(A又はA+B) (×1.4)
合成床版用		J (×1.4)	
作業用		C+D+E+I	
ベント		(A+B+C+E+H)×1.7	
架設工具(組立工具及びボルト締付け用工具)		(A+B+C+D+E+H+J)×1.7	
ドリフトピン及び仮締めボルト		(A+B+C+H)×1.7	
発動発電機		(A+B+C+E+H+J)×1.7	

A~J [略]  
(注)1~10 [略]

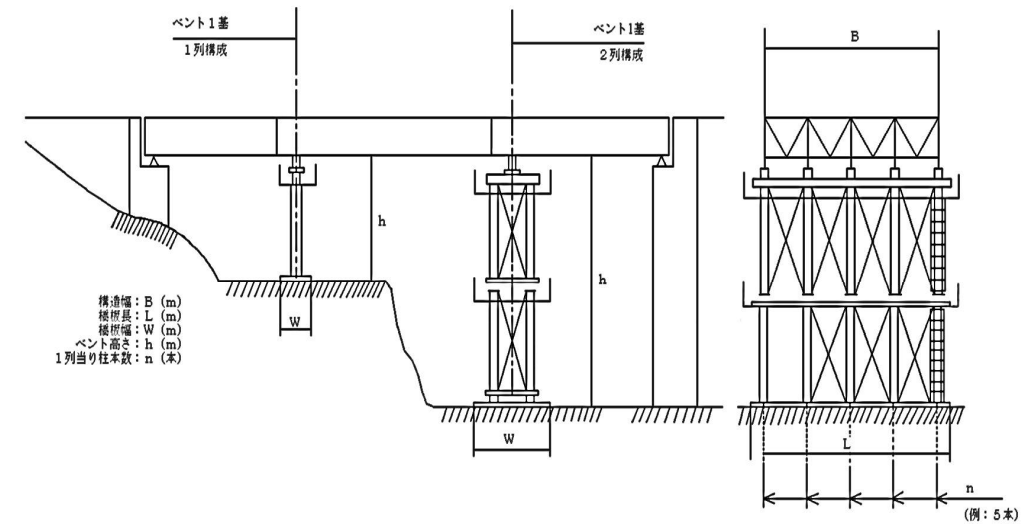
12) 足場工、防護工及び登り栈橋工

(1) 足場工

イ 足場の種類と使用状況及び構成  
[略]

表-3・20 [略]

ベント設備 (参考図)



10) 合成床版工  
[略]

(1) 合成床版架設工[略]

11) 架設用機械設備及び工具の供用日数等

架設用機械設備及び工具の供用日数は、表-3・22 を標準とする。これにより難しい場合は、別途考慮する。

表-3・22 設備及び工具の供用日数等

名称	作業種別	供用日数 (移動式クレーンは運転日数)	
		架設用	合成床版用
移動式クレーン	移動式クレーン	架設用	(A又はA+B) (×1.2)
		合成床版用	J _
		作業用	C+D+I
	移動式クレーンによるステーキング	架設用	(A又はA+B) (×1.2)
合成床版用		J _	
作業用		C+D+E+I	
ベント		(A+B+C+E+H)×1.7	
架設工具(組立工具及びボルト締付け用工具)		(A+B+C+D+E+H+J)×1.7	
ドリフトピン及び仮締めボルト		(A+B+C+H)×1.7	
発動発電機		(A+B+C+E+H+J)×1.7	

A~J [略]  
(注)1~10 [略]

12) 足場工、防護工及び登り栈橋工

(1) 足場工

イ 足場の種類と使用状況及び構成  
[略]

ロ 足場工費

足場等賃料及び設置又は撤去若しくは設置撤去の労務費は次式による。なお、供用月数は小数第2位を四捨五入し、小数第1位止めとする。

$$\text{主体足場工費} = (L_1 + L_2 T_1 + (N_1 + N_2) y) \times A \text{ (円)}$$

$$\text{中段足場工費} = (L_1 + L_2 T_2 + (N_1 + N_2) y) \times A \text{ (円)}$$

$$\text{安全通路工費} = (L_1 + L_2 T_3 + (N_1 + N_2) y) \times A \text{ (円)}$$

$$\text{部分作業床工費} = (L_1 + L_2 T_4 + (N_1 + N_2) y) \times A \text{ (円)}$$

$$\text{朝顔工費} = (L_1 + L_2 T_5 + (N_1 + N_2) y) \times A \text{ (円)}$$

ただし、片側朝顔の場合は 朝顔工費/2 とする。

$$\text{床版追加足場工費} = (L_1 + L_2 T_6) \times A \text{ (円)}$$

L<sub>1</sub>、L<sub>2</sub>：賃料係数(表-3・23~28)

T<sub>1</sub>：主体足場を供用している月数(月)

T<sub>2</sub>：中段足場を供用している月数(〃)

T<sub>3</sub>：安全通路を供用している月数(〃)

T<sub>4</sub>：部分作業床を供用している月数(〃)

T<sub>5</sub>：朝顔を供用している月数(〃)

T<sub>6</sub>：床版追加足場を供用している月数(〃)

N<sub>1</sub>：設置歩掛係数(表-3・23~27)

N<sub>2</sub>：撤去歩掛係数(表-3・23~27)

y：橋りょう特殊工単価(円/人)

A：橋面積(m<sup>2</sup>)

$$A = W \times L$$

W：全幅員(地履外縁間距離)(m)

L：橋長(m)

(注) 1. [略]

2. N<sub>1</sub>、N<sub>2</sub>は、橋りょう世話役及び橋りょう特殊工の換算値である。

表-3・23 主体足場各係数

桁形式	パイプ吊足場				ワイヤーブリッジ転用足場			
	L <sub>1</sub>	L <sub>2</sub>	N <sub>1</sub>	N <sub>2</sub>	L <sub>1</sub>	L <sub>2</sub>	N <sub>1</sub>	N <sub>2</sub>
プレートガーダ ボックスガーダ	201	108	0.033	0.023	269	87	0.051	0.032
ラーメン	261	151	0.043	0.027	-	-	-	-
トラス、アーチ	403	263	0.063	0.038	944	599	0.081	0.047
少数I桁	131	117	0.032	0.023	-	-	-	-

(注) 1. ・2. [略]

表-3・24 中段足場各係数

桁形式	L <sub>1</sub>	L <sub>2</sub>	N <sub>1</sub>	N <sub>2</sub>
プレートガーダ ボックスガーダ	126	77	0.015	0.008
ラ ー メ ン	104	89	0.015	0.008

ロ 足場工費

足場等賃料及び設置又は撤去若しくは設置撤去の労務費は次式による。なお、供用月数は小数第2位を四捨五入し、小数第1位止めとする。

$$\text{主体足場工費} = (L_1 + L_2 T_1 + (N_1 + N_2) y) \times A \text{ (円)}$$

$$\text{中段足場工費} = (L_1 + L_2 T_2 + (N_1 + N_2) y) \times A \text{ (円)}$$

$$\text{安全通路工費} = (L_1 + L_2 T_3 + (N_1 + N_2) y) \times A \text{ (円)}$$

$$\text{部分作業床工費} = (L_1 + L_2 T_4 + (N_1 + N_2) y) \times A \text{ (円)}$$

$$\text{朝顔工費} = (L_1 + L_2 T_5 + (N_1 + N_2) y) \times A \text{ (円)}$$

ただし、片側朝顔の場合は 朝顔工費/2 とする。

$$\text{床版追加足場工費} = (L_1 + L_2 T_6) \times A \text{ (円)}$$

L<sub>1</sub>、L<sub>2</sub>：賃料係数(表-3・23~28)

T<sub>1</sub>：主体足場を供用している月数(月)

T<sub>2</sub>：中段足場を供用している月数(〃)

T<sub>3</sub>：安全通路を供用している月数(〃)

T<sub>4</sub>：部分作業床を供用している月数(〃)

T<sub>5</sub>：朝顔を供用している月数(〃)

T<sub>6</sub>：床版追加足場を供用している月数(〃)

N<sub>1</sub>：設置歩掛係数(表-3・23~27)

N<sub>2</sub>：撤去歩掛係数(表-3・23~27)

y：橋りょう特殊工単価(円/人)

A：橋面積(m<sup>2</sup>)

$$A = W \times L$$

W：全幅員(地履外縁間距離)(m)

L：橋長(m)

(注) 1. [略]

**[新設]**

表-3・23 主体足場各係数

桁形式	パイプ吊足場				ワイヤーブリッジ転用足場			
	L <sub>1</sub>	L <sub>2</sub>	N <sub>1</sub>	N <sub>2</sub>	L <sub>1</sub>	L <sub>2</sub>	N <sub>1</sub>	N <sub>2</sub>
プレートガーダ ボックスガーダ	201	108	0.029	0.020	269	87	0.045	0.028
ラーメン	261	151	0.038	0.024	-	-	-	-
トラス、アーチ	403	263	0.056	0.034	944	599	0.072	0.042
少数I桁	131	117	0.028	0.020	-	-	-	-

(注) 1. ・2. [略]

表-3・24 中段足場各係数

桁形式	L <sub>1</sub>	L <sub>2</sub>	N <sub>1</sub>	N <sub>2</sub>
プレートガーダ ボックスガーダ	126	77	0.013	0.007
ラ ー メ ン	104	89	0.013	0.007

改正後

トラス、アーチ	179	140	<u>0.015</u>	<u>0.008</u>
少数I桁	36	33	<u>0.014</u>	<u>0.010</u>

(注) [略]

表-3・25 安全通路各係数

桁形式	L <sub>1</sub>	L <sub>2</sub>	N <sub>1</sub>	N <sub>2</sub>
プレートガーダ ボックスガーダ	37	33	<u>0.009</u>	<u>0.006</u>
ラーメン	91	78	<u>0.018</u>	<u>0.011</u>
トラス、アーチ	54	49	<u>0.019</u>	<u>0.011</u>
少数I桁	52	51	<u>0.008</u>	<u>0.007</u>

表-3・26 部分作業床各係数

桁形式	L <sub>1</sub>	L <sub>2</sub>	N <sub>1</sub>	N <sub>2</sub>
プレートガーダ ボックスガーダ	78	73	<u>0.005</u>	<u>0.004</u>
ラーメン	152	148	<u>0.018</u>	<u>0.011</u>
トラス、アーチ	316	294	<u>0.020</u>	<u>0.012</u>
少数I桁	76	72	<u>0.005</u>	<u>0.004</u>

表-3・27 朝顔各係数

桁形式	L <sub>1</sub>	L <sub>2</sub>	N <sub>1</sub>	N <sub>2</sub>
プレートガーダ ボックスガーダ	134	78	<u>0.016</u>	<u>0.011</u>
ラーメン	77	76	<u>0.019</u>	<u>0.015</u>
トラス、アーチ	103	101	<u>0.016</u>	<u>0.011</u>
少数I桁	134	78	<u>0.014</u>	<u>0.009</u>

(注) [略]

表-3・28~3・31[略]

(積算上の考え方)

1.~8.[略]

ハ [略]

(2) 防護工

防護工は、使用目的、種類等により、次に基づいて計上する。

なお、板張防護・シート張防護を桁下に設置する場合は、別途足場工にて主体足場及び朝顔を計上する。

イ 板張防護工

桁下に鉄道又は道路等があり、第三者に危害を及ぼす恐れのある場合に計上するものとし、12)ー

(1)ーロで算定した足場工費に別途計上する。

$$\text{板張防護工費(円)} = (L_1 + L_2 T_8 + (N_1 + N_2) y) \times A \text{(円)}$$

L<sub>1</sub>、L<sub>2</sub> : 賃料係数(表-3・32)

T<sub>8</sub> : 防護部を供用している月数

N<sub>1</sub> : 設置歩掛係数(表-3・32)

現行

トラス、アーチ	179	140	<u>0.013</u>	<u>0.007</u>
少数I桁	36	33	<u>0.012</u>	<u>0.009</u>

(注) [略]

表-3・25 安全通路各係数

桁形式	L <sub>1</sub>	L <sub>2</sub>	N <sub>1</sub>	N <sub>2</sub>
プレートガーダ ボックスガーダ	37	33	<u>0.008</u>	<u>0.005</u>
ラーメン	91	78	<u>0.016</u>	<u>0.010</u>
トラス、アーチ	54	49	<u>0.017</u>	<u>0.010</u>
少数I桁	52	51	<u>0.007</u>	<u>0.006</u>

表-3・26 部分作業床各係数

桁形式	L <sub>1</sub>	L <sub>2</sub>	N <sub>1</sub>	N <sub>2</sub>
プレートガーダ ボックスガーダ	78	73	<u>0.004</u>	<u>0.003</u>
ラーメン	152	148	<u>0.016</u>	<u>0.010</u>
トラス、アーチ	316	294	<u>0.018</u>	<u>0.011</u>
少数I桁	76	72	<u>0.004</u>	<u>0.003</u>

表-3・27 朝顔各係数

桁形式	L <sub>1</sub>	L <sub>2</sub>	N <sub>1</sub>	N <sub>2</sub>
プレートガーダ ボックスガーダ	134	78	<u>0.014</u>	<u>0.010</u>
ラーメン	77	76	<u>0.017</u>	<u>0.013</u>
トラス、アーチ	103	101	<u>0.014</u>	<u>0.010</u>
少数I桁	134	78	<u>0.012</u>	<u>0.008</u>

(注) [略]

表-3・28~3・31[略]

(積算上の考え方)

1.~8.[略]

ハ [略]

(2) 防護工

防護工は、使用目的、種類等により、次に基づいて計上する。

なお、板張防護・シート張防護を桁下に設置する場合は、別途足場工にて主体足場及び朝顔を計上する。

イ 板張防護工

桁下に鉄道又は道路等があり、第三者に危害を及ぼす恐れのある場合に計上するものとし、12)ー

(1)ーロで算定した足場工費に別途計上する。

$$\text{板張防護工費(円)} = (L_1 + L_2 T_8 + (N_1 + N_2) y) \times A \text{(円)}$$

L<sub>1</sub>、L<sub>2</sub> : 賃料係数(表-3・32)

T<sub>8</sub> : 防護部を供用している月数

N<sub>1</sub> : 設置歩掛係数(表-3・32)

改正後

$N_2$  : 撤去歩掛係数(表-3・32)  
 $y$  : 橋りょう特殊工単価(円/人)  
 $A$  : 防護工必要橋面積( $m^2$ )  
 $A=W \times L$   
 $W$  : 全幅員(地覆外縁間距離)(m)  
 $L$  : 必要長(m)

(注) $N_1, N_2$ は、橋りょう世話役及び橋りょう特殊工の換算値である。

表-3・32 板張防護工各係数

桁形式	$L_1$	$L_2$	$N_1$	$N_2$
プレートガーダ	217 (149)	141 (129)	<u>0.030</u> <u>(0.028)</u>	<u>0.013</u> <u>(0.012)</u>
ボックスガーダ				
ラーメン				
トラス、アーチ				
少数I桁				

(注)1・2 [略]

ロ シート張防護工

鋼橋塗装において塗料飛散を防止する必要がある場合、12) - (1) - ロで算定した足場工費に別途計上する。ただし、桁下に鉄道又は道路等があり、第三者に危害を及ぼすおそれがある場合は、板張防護工とする。

$$\text{シート張防護工費(円)} = (L_1 + L_2 T_8 + N_1 y \text{ (設置)} + N_2 y \text{ (撤去)}) \times A \text{ (円)}$$

$L_1, L_2$  : 賃料係数(表-3・33)

$T_8$  : 防護部を供用している月数

$N_1$  : 設置歩掛係数(表-3・33)

$N_2$  : 撤去歩掛係数(表-3・33)

$y$  : 橋りょう特殊工単価(円/人)

$A$  : 防護工必要橋面積( $m^2$ )

$$A=W \times L$$

$W$  : 全幅員(地覆外縁間距離)(m)

$L$  : 必要長(m)

(注) $N_1, N_2$ は、橋りょう世話役及び橋りょう特殊工の換算値である。

表-3・33 シート張防護工各係数

桁形式	$L_1$	$L_2$	$N_1$	$N_2$
プレートガーダ	97 (73)	60 (45)	<u>0.007</u> <u>(0.006)</u>	<u>0.004</u> <u>(0.004)</u>
ボックスガーダ				
ラーメン				
トラス、アーチ				
少数I桁				

(注)1~3 [略]  
[略]

ハ ワイヤブリッジ防護工

転落防護、落下防止及び対岸又は相隣接する橋台、橋脚間の往来が困難な場所での通路足場設置の目的でワイヤブリッジを設置する場合は、次式による。

(ワイヤブリッジ転用足場としない場合)

$$\text{ワイヤブリッジ防護工費(円)} = \{229 + 59 T_{10} + 0.05 y \text{ (設置)} + 0.021 y \text{ (撤去)}\} \times A \text{ (円)}$$

現 行

$N_2$  : 撤去歩掛係数(表-3・32)  
 $y$  : 橋りょう特殊工単価(円/人)  
 $A$  : 防護工必要橋面積( $m^2$ )  
 $A=W \times L$   
 $W$  : 全幅員(地覆外縁間距離)(m)  
 $L$  : 必要長(m)

[新設]

表-3・32 板張防護工各係数

桁形式	$L_1$	$L_2$	$N_1$	$N_2$
プレートガーダ	217 (149)	141 (129)	<u>0.027</u> <u>(0.025)</u>	<u>0.012</u> <u>(0.011)</u>
ボックスガーダ				
ラーメン				
トラス、アーチ				
少数I桁				

(注)1・2 [略]

ロ シート張防護工

鋼橋塗装において塗料飛散を防止する必要がある場合、12) - (1) - ロで算定した足場工費に別途計上する。ただし、桁下に鉄道又は道路等があり、第三者に危害を及ぼすおそれがある場合は、板張防護工とする。

$$\text{シート張防護工費(円)} = (L_1 + L_2 T_8 + N_1 y \text{ (設置)} + N_2 y \text{ (撤去)}) \times A \text{ (円)}$$

$L_1, L_2$  : 賃料係数(表-3・33)

$T_8$  : 防護部を供用している月数

$N_1$  : 設置歩掛係数(表-3・33)

$N_2$  : 撤去歩掛係数(表-3・33)

$y$  : 橋りょう特殊工単価(円/人)

$A$  : 防護工必要橋面積( $m^2$ )

$$A=W \times L$$

$W$  : 全幅員(地覆外縁間距離)(m)

$L$  : 必要長(m)

[新設]

表-3・33 シート張防護工各係数

桁形式	$L_1$	$L_2$	$N_1$	$N_2$
プレートガーダ	97 (73)	60 (45)	<u>0.006</u> <u>(0.005)</u>	<u>0.003</u> <u>(0.003)</u>
ボックスガーダ				
ラーメン				
トラス、アーチ				
少数I桁				

(注)1~3 [略]  
[略]

ハ ワイヤブリッジ防護工

転落防護、落下防止及び対岸又は相隣接する橋台、橋脚間の往来が困難な場所での通路足場設置の目的でワイヤブリッジを設置する場合は、次式による。

(ワイヤブリッジ転用足場としない場合)

$$\text{ワイヤブリッジ防護工費(円)} = \{229 + 59 T_{10} + 0.045 y \text{ (設置)} + 0.019 y \text{ (撤去)}\} \times A \text{ (円)}$$

改正後	現行
<p> <math>T_{10}</math> : 防護工(ワイヤーブリッジ)供用月数(月)  <math>y</math> : 橋りょう特殊工単価(円/人)  <math>A</math> : 橋面積(<math>m^2</math>)  <math>A=W \times L</math>  <math>W</math> : 全幅員(地覆外縁間距離)(m)  <math>L</math> : 橋長(m) </p> <p>           ニ ネット防護工            転落防護、落下防止及び桁下の第三者への災害防止の目的で安全ネットを設置する場合とし、次式による。            (架設に先立ち、パイプ吊足場とは別途に設置する場合)            ネット防護工費(円) = <math>\{128+44T_{11}+0.019y</math> (設置) <math>+0.015y</math> (撤去)<math>\} \times A</math> (円)  <math>T_{11}</math> : 防護工(ネット)供用月数(月)  <math>y</math> : 橋りょう特殊工単価(円/人)  <math>A</math> : 防護工必要橋面積(<math>m^2</math>)  <math>A=W \times L</math>  <math>W</math> : 全幅員(地覆外縁間距離)(m)  <math>L</math> : 必要長(支間長)(m) </p> <p>           (3) 登り栈橋工            イ [略]            ロ 登り栈橋工費(手すり先行工法)            登り栈橋の施工において「手すり先行工法に関するガイドライン(厚生労働省)」を適用する場合の設置・撤去にかかる歩掛は、次式による。            登り栈橋工費(手すり先行工法) = <math>\{5,116+2,917T_{12}+0.474y</math> (設置) <math>+0.341y</math> (撤去)<math>\} \times H</math> (円)  <math>T_{12}</math> : 登り栈橋を供用している月数(月)  <math>y</math> : 橋りょう特殊工単価(円/人)  <math>H</math> : 登り栈橋の高さ(m)            (注) 手すり先行型枠組足場は二段手すり及び幅木の機能を有している。 </p> <p>           13) [略] </p> <p>           1-3・1-4 [略] </p> <p>           第4～第6 [略] </p>	<p> <math>T_{10}</math> : 防護工(ワイヤーブリッジ)供用月数(月)  <math>y</math> : 橋りょう特殊工単価(円/人)  <math>A</math> : 橋面積(<math>m^2</math>)  <math>A=W \times L</math>  <math>W</math> : 全幅員(地覆外縁間距離)(m)  <math>L</math> : 橋長(m) </p> <p>           ニ ネット防護工            転落防護、落下防止及び桁下の第三者への災害防止の目的で安全ネットを設置する場合とし、次式による。            (架設に先立ち、パイプ吊足場とは別途に設置する場合)            ネット防護工費(円) = <math>\{128+44T_{11}+0.017y</math> (設置) <math>+0.013y</math> (撤去)<math>\} \times A</math> (円)  <math>T_{11}</math> : 防護工(ネット)供用月数(月)  <math>y</math> : 橋りょう特殊工単価(円/人)  <math>A</math> : 防護工必要橋面積(<math>m^2</math>)  <math>A=W \times L</math>  <math>W</math> : 全幅員(地覆外縁間距離)(m)  <math>L</math> : 必要長(支間長)(m) </p> <p>           (3) 登り栈橋工            イ [略]            ロ 登り栈橋工費(手すり先行工法)            登り栈橋の施工において「手すり先行工法に関するガイドライン(厚生労働省)」を適用する場合の設置・撤去にかかる歩掛は、次式による。            登り栈橋工費(手すり先行工法) = <math>\{5,116+2,917T_{12}+0.427y</math> (設置) <math>+0.307y</math> (撤去)<math>\} \times H</math> (円)  <math>T_{12}</math> : 登り栈橋を供用している月数(月)  <math>y</math> : 橋りょう特殊工単価(円/人)  <math>H</math> : 登り栈橋の高さ(m)            (注) 手すり先行型枠組足場は二段手すり及び幅木の機能を有している。 </p> <p>           13) [略] </p> <p>           1-3・1-4 [略] </p> <p>           第4～第6 [略] </p>

第2章 電気通信設備工事(参考資料)

第1 一般共通

1・2 [略]

3 据付工事価格

3-1 [略]

3-2 間接工事費

1) 共通仮設費

(1) 技術管理費

ア. 無線局申請書の作成費用

地方総合通信局へ提出する無線局申請書に必要な基礎情報の作成に係る費用を計上する場合は、技術管理費に計上するものとする。

3-3~3-4 [略]

第2 電気通信設備工事標準歩掛

1 [略]

2 共通設備工

2-1 [略]

2-2 ハンドホール据付

1)~2) [略]

3) 機種を選定

[略]

表-2・2・2・1 機種を選定

機種	規格
バックホウ (クレーン機能付)	排出ガス対策型 (第2次基準値) クローラ型 山積 0.45m <sup>3</sup> 2.9 t 吊

4) [略]

5) 単価表

(1) ハンドホール 10 基当り据付単価表

名称	規格	単位	数量	摘要
世話役		人		表-2・2・2・2
特殊作業員		人		〃
普通作業員		人		〃
ハンドホール		基	10	
バックホウ (クレーン機能付)運転	排出ガス対策型 (第2次基準値) クローラ型 山積 0.45m <sup>3</sup> 2.9 t 吊	h		表-2・2・2・1、表-2・2・2・2

第2章 電気通信設備工事(参考資料)

第1 一般共通

1・2 [略]

3 据付工事価格

3-1 [略]

3-2 間接工事費

1) 共通仮設費

(1) 技術管理費

ア. 無線局申請書の作成費用

地方総合通信局へ提出する無線局申請書の作成に係る費用を計上する場合は、技術管理費に計上するものとする。

3-3~3-4 [略]

第2 電気通信設備工事標準歩掛

1 [略]

2 共通設備工

2-1 [略]

2-2 ハンドホール据付

1)~2) [略]

3) 機種を選定

[略]

表-2・2・2・1 機種を選定

機種	規格
バックホウ (クレーン機能付)	排出ガス対策型 (第1次基準値) クローラ型 山積 0.45m <sup>3</sup> <u>(平積 0.35m<sup>3</sup>)</u> 2.9 t 吊

4) [略]

5) 単価表

(1) ハンドホール 10 基当り据付単価表

名称	規格	単位	数量	摘要
世話役		人		表-2・2・2・2
特殊作業員		人		〃
普通作業員		人		〃
ハンドホール		基	10	
バックホウ (クレーン機能付)運転	排出ガス対策型 (第1次基準値) クローラ型 山積 0.45m <sup>3</sup> <u>(平積 0.35m<sup>3</sup>)</u> 2.9 t 吊	h		表-2・2・2・1、表-2・2・2・2

改正後

基礎砕石		式		表-2・2・2・2 必要に応じて計上する
諸 雑 費		〃	1	表-2・2・2・2
計				

(2) 機械運転単価表

機 械 名	規 格	適用単価表	指定事項
バックホウ (クレーン機能付)運転	排出ガス対策型 (第2次基準値) クローラ型 山積 0.45m <sup>3</sup> 2.9 t 吊	表-2・2・2・3	

表-2・2・2・3 運転1時間当り単価表

[略]

3～5 [略]

6 無線設備基礎情報作成歩掛

6-1 歩掛表

	作業	局種	単位	数量	技術員 (人)
1	基礎情報作成	固定局	局	1	1.0
2	同上	基地局、陸上移動中継局、 携帯基地局、特別業務の局	局	1	0.7
3	同上	陸上移動局、携帯局	局	1	0.3
4	同上	無線標定陸上局	局	1	0.7
5	同上	高周波利用設備	局	1	0.7
6	変更基礎情報作成	固定局	局	1	0.7
7	同上	基地局、陸上移動中継局、 携帯基地局、特別業務の局	局	1	0.5
8	同上	陸上移動局、携帯局	局	1	0.2
9	同上	無線標定陸上局	局	1	0.5
10	同上	高周波利用設備	局	1	0.5

- (注) 1. 再免許には適用しない。  
 2. ・3. [略]  
 4. 同一局において無線設備が異なる2方路目以降の基礎情報作成は0.7倍とし、同一設備で現用予備構成(2台)の場合は1.4倍とする。  
 (例) [略]  
 5. 複数局をまとめて1つで申請する場合の基礎情報作成は、1局分の歩掛とする。  
 (例) 陸上移動局3台を1申請で行う場合の基礎情報作成は1局。  
 6. [略]

7 [略]

別表 [略]

現 行

基礎砕石		式		表-2・2・2・2 必要に応じて計上する
諸 雑 費		〃	1	表-2・2・2・2
計				

(2) 機械運転単価表

機 械 名	規 格	適用単価表	指定事項
バックホウ (クレーン機能付)運転	排出ガス対策型 (第1次基準値) クローラ型 山積 0.45m <sup>3</sup> (平積 0.35m <sup>3</sup> ) 2.9 t 吊	表-2・2・2・3	

表-2・2・2・3 運転1時間当り単価表

[略]

3～5 [略]

6 無線局申請書作成歩掛

6-1 各申請書の作成歩掛

	申請書作成	局種	単位	数量	技術員 (人)
1	免許申請	固定局	局	1	1.0
2	同上	基地局、陸上移動中継局、 携帯基地局、特別業務の局	局	1	0.7
3	同上	陸上移動局、携帯局	局	1	0.3
4	同上	無線標定陸上局	局	1	0.7
5	許可申請	高周波利用設備	局	1	0.7
6	変更申請	固定局	局	1	0.7
7	同上	基地局、陸上移動中継局、 携帯基地局、特別業務の局	局	1	0.5
8	同上	陸上移動局、携帯局	局	1	0.2
9	同上	無線標定陸上局	局	1	0.5
10	変更許可申請	高周波利用設備	局	1	0.5

- (注) 1. 再免許申請には適用しない。  
 2. ・3. [略]  
 4. 同一局において無線設備が異なる2方路目以降の申請は0.7倍とし、同一設備で現用予備構成(2台)の場合は1.4倍とする。  
 (例) [略]  
 5. 複数局をまとめて1つで申請する場合は、1局分の歩掛とする。  
 (例) 陸上移動局3台を1申請で行う場合は1局。  
 6. [略]

第3章 質疑応答

第1 共通

1-1~17  
[略]

1-18 (厚膜エポキシ樹脂系塗装の下塗りで使用されるジンクリッチペイントの使い分け)

厚膜エポキシ樹脂系塗装において有機ジンクリッチペイント及び無機ジンクリッチペイントの使い分けについて示されたい。

有機ジンクリッチペイントは作業性、加工性、付着性等に優れており、曲げ、溶接個所がある製品に使用することが望ましい。

無機ジンクリッチペイントは耐摩耗性、対候性、耐溶剤性及び防食性に優れており、一般的にはこれらの特性が求められる環境に設置される平面が多い製品に使用することが望ましい。

上記特性及び現場条件を踏まえて判断されたい。

第2 用排水ポンプ設備

2-1 (コラム長定義)

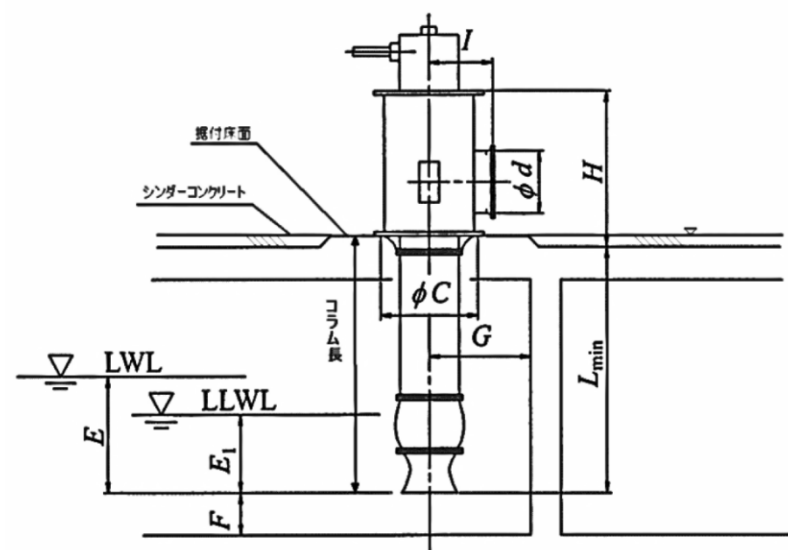
立軸ポンプのコラム長について、標準歩掛 第2章 用排水ポンプ設備 表-2・2・10 に「立軸軸流・斜流ポンプ (一床・二床式) のコラム長は据付床面から吸込ベルマウス下端までの長さ…以下省略」と記載されているが、据付床面はどこを指しているのか図示されたい。

また、コラムの定義を示されたい。

据付床面は積算上では、シンダーコンクリート上面である。(下図参照)

コラム長の定義は、設計基準「ポンプ場」用語集によれば「コラム長：立軸 (軸流・斜流) ポンプにおいて、据付床面からポンプ吸込口下端までの長さをいう。」である。

一床式



第3章 質疑応答

第1 共通

1-1~17  
[略]

[新設]

第2 用排水ポンプ設備

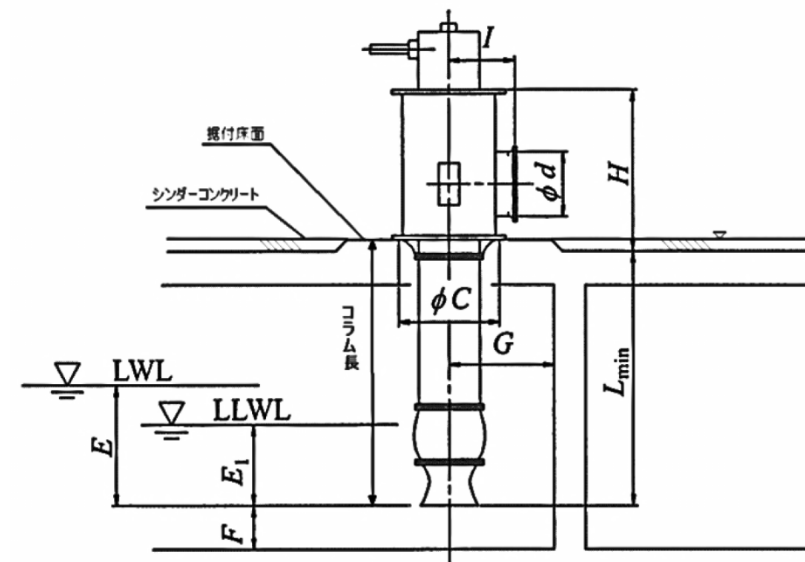
2-1 (コラム長定義)

立軸ポンプのコラム長について、標準歩掛 第2章 用排水ポンプ設備 表-2・2・10 に「立軸軸流・斜流ポンプ (一床・二床式) のコラム長は据付床面から吸込ベルマウス下端までの長さ…以下省略」と記載されているが、据付床面はどこを指しているのか図示されたい。

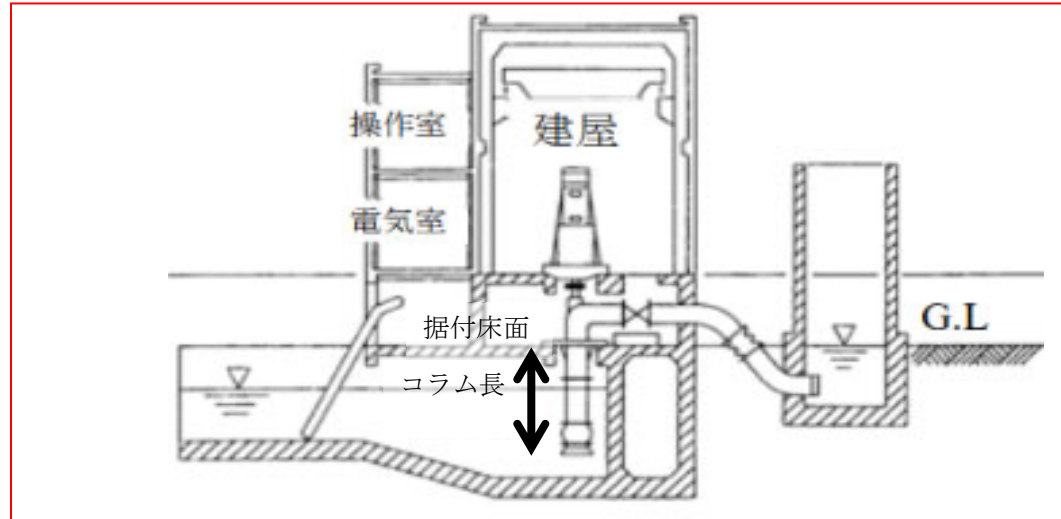
また、コラムの定義を示されたい。

据付床面は積算上では、シンダーコンクリート上面である。(下図参照)

コラム長の定義は、設計基準「ポンプ場」用語集によれば「コラム長：立軸 (軸流・斜流) ポンプにおいて、据付床面からポンプ吸込口下端までの長さをいう。」である。



二床式



[新設]

2-2~2-6 [略]

2-2~2-6 [略]

2-7 (適用範囲)

標準歩掛及び運用に記載の歩掛について、適用範囲を示されたい。

[新設]

標準歩掛及び運用に記載の歩掛の適用範囲を表-2-7-1 から表-2-7-4 に示す。○印が、標準歩掛適用可能な項目である。

[新設]

表-2-7-1 標準歩掛適用範囲一覧表 (工場製作費・主ポンプ)

ポンプ形式	適用範囲		工場製作費								備考
	ポンプ 実吐出量 (m <sup>3</sup> /min)  超 以下	全揚程 (m) 以下	全部材 所要量	コラム 単位質量	部材別 構成率	主要部材 費	副部材 費	部品費	製作補助 材料費	製作工数	
横軸軸流ポンプ	12 ~ 600	5	○	-	○	○	○	○	○	○	-
横軸斜流ポンプ	12 ~ 600	8	○	-	○	○	○	○	○	○	-
立軸軸流ポンプ(一床式) 標準材質のケーシング	12 ~ 325	5	○ ※3	○ ※1	○ ※ 1,3	○ ※1,3	○	○	○	○ ※ 1,3,4	○ ※1
立軸軸流ポンプ(二床式) 標準材質のケーシング	12 ~ 600	5	○ ※3	○ ※1	○ ※ 1,3	○ ※1,3	○	○	○	○ ※ 1,3,4	○ ※1
立軸斜流ポンプ(一床式) 標準材質のケーシング	12 ~ 325	20	○ ※3	○ ※1	○ ※ 1,3	○ ※1,3	○	○	○	○ ※ 1,3,4	○ ※1
立軸斜流ポンプ(二床式) 標準材質のケーシング	12 ~ 850	20	○ ※3	○ ※1	○ ※ 1,3	○ ※1,3	○	○	○	○ ※ 1,3,4	○ ※1

改正後

現 行

立軸軸流・斜流ポンプ (一床式・二床式) コンクリートケーシング	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
横軸渦巻ポンプ(両吸込)	0.1 ~ 12	140	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
横軸渦巻ポンプ(両吸込)	12 ~ 200	140	○ ※2	-	○	○ ※2	○	○	○	○ ※4	-	単段式 のみ
横軸渦巻ポンプ(片吸込)	0.1 ~ 200	140	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
立軸渦巻ポンプ(斜流)	3.0 ~ 200	30	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
水中ポンプ(固定・着脱) 吐出管が鋼製又は鋳鉄製	0.1 ~ 90	40	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
水中ポンプ(固定・着脱) コラム着脱式	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他形式・特殊ポンプ ※5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

- ※1 高Ns・高流速ポンプの場合は補正が必要。
- ※2 全揚程が50mを超え140mまでの場合は補正が必要。
- ※3 コラム長による補正が必要。
- ※4 製作数が1台以外の場合は、製作数による補正が必要。
- ※5 深井戸ポンプ、チューブラポンプ、可動翼ポンプ他上記のポンプ形式以外のポンプ及び上記ポンプ形式で吐出量又は全揚程が範囲外のポンプ。

表-2-7-2 標準歩掛適用範囲一覧表(工場製作費・主ポンプ以外)

機器・設備	適用範囲	工場製作費							備考
		全部材所要量	部材別構成率	主要部材費	副部材費	部品費率	製作補助材料費	製作工数	
フラップ弁	丸形：600~200mm 角形：1,800×2,600 2,000×2,900 2,200×3,100 2,400×3,400	○	○	○	○	ポンプ部 品費に含 む	○	○ ※1	
立軸軸流・斜流ポンプ 原動機(減速機)架台	主ポンプが標準歩掛適用 範囲内であればその架台 も標準歩掛適用範囲内	○	-	○	-	ポンプ部 品費に含 む	○	○ ※1	

- ※1 製作数が1台以外の場合は、製作数による補正が必要。

表-2-7-3 標準歩掛適用範囲一覧表(据付工事費・主ポンプ)

ポンプ形式	適用範囲		据付工事費										備考
	ポンプ 実吐出量 (m <sup>3</sup> /min)	全揚程(m) 以下	輸 送 費	据 付 工 数	原 動 機 種 別 に よ る 補 正 係 数	中 間 軸 受 装 置 据 付 工 数	据 付 工 数 の 職 種 別 構 成 割 合	据 付 材 料 費 率	電 気 配 線 配 管 材 料 費 率	低 圧 受 電 の 補 正 係 数	据 付 補 助 材 料 費 率	試 運 転 調 整 費	
横軸軸流ポンプ	12 ~ 600	5	○	○	○	-	○	○ ※1,2	○ ※2	○	○	○ ※5,6	
横軸斜流ポンプ	12 ~ 600	8	○	○	○	-	○	○ ※1,2	○ ※2	○	○	○ ※5,6	

[新設]

[新設]

改正後

現 行

立軸軸流ポンプ(一床式) 標準材質のケーシング	12 ~ 325	5	○	○ ※3,4	○	=	○	○ ※1,2	○ ※2	○	○	○ ※5,6	
立軸軸流ポンプ(二床式) 標準材質のケーシング	12 ~ 600	5	○	○ ※3,4	○	=	○	○ ※1,2	○ ※2	○	○	○ ※5,6	
立軸斜流ポンプ(一床式) 標準材質のケーシング	12 ~ 325	20	○	○ ※3,4	○	=	○	○ ※1,2	○ ※2	○	○	○ ※5,6	
立軸斜流ポンプ(二床式) 標準材質のケーシング	12 ~ 850	20	○	○ ※3,4	○	=	○	○ ※1,2	○ ※2	○	○	○ ※5,6	
立軸軸流・斜流ポンプ (一床式・二床式) コンクリートケーシング	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
横軸渦巻ポンプ(両吸込)	0.1 ~ 200	140	○	○ ※3	○	=	○	○ ※1,2	○ ※2	○	○	○ ※5,6	単段式 多段式
横軸渦巻ポンプ(片吸込)	0.1 ~ 200	140	○	○ ※3	○	=	○	○ ※1,2	○ ※2	○	○	○ ※5,6	単段式 多段式
立軸渦巻ポンプ(斜流)	3.0 ~ 200	30	○	○ ※3	○	○	○	○ ※1,2	○ ※2	○	○	○ ※5,6	
水中ポンプ(固定・着脱) 吐出管が鋼製又は铸铁製	0.1 ~ 90	40	○	○ ※3	○	=	○	○ ※1,2	○ ※2	○	○	○ ※5,6	
水中ポンプ(固定・着脱) コラム着脱式	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
その他形式・特殊ポンプ ※7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

- ※1 水用小配管に SGP 等の普通鋼管を使用した場合は補正が必要。
- ※2 低圧受電の場合は補正が必要。
- ※3 以下の補正が必要。
  - ・ガスタービンエンジン以外の場合は、原動機種別による補正が必要。
  - ・無給水方式以外の場合は、給水方式による補正が必要。
  - ・据付数が1台以外の場合は、据付数による補正が必要。
- ※4 高Ns・高流速ポンプの場合は補正が必要。
- ※5 試運転対象ポンプ台数が1台以外の場合は、台数補正が必要。
- ※6 ポンプ制御方式による補正が必要。
- ※7 深井戸ポンプ、チューブラポンプ、可動翼ポンプ他上記のポンプ形式以外のポンプ及び上記ポンプ形式で吐出量又は全揚程が範囲外のポンプ。

表-2-7-4 標準歩掛適用範囲一覧表(据付工事費・主ポンプ以外)

機器・設備	適用範囲	据付工事費					備考
		輸送費	据付工数	据付工数の職種別構成割合	据付材料費率	低圧受電の補正係数	
フラップ弁	丸形：600～2000mm 角形：1,800×2,600 2,000×2,900 2,200×3,100 2,400×3,400	※1	横軸及び立軸の軸流・斜流ポンプではポンプ設備を含む。その他形式では標準歩掛対象外。	横軸及び立軸の軸流・斜流ポンプではポンプ設備を含む。その他形式では標準歩掛対象外。	=	=	横軸及び立軸の軸流・斜流ポンプではポンプ設備を含む。その他形式では標準歩掛対象外。

[新設]

改正後

現行

立軸軸流・斜流ポンプ原動機(減速機) 架台	主ポンプが標準歩掛適用範囲内であればその架台も標準歩掛適用範囲内	※1	ポンプ設備を含む。	ポンプ設備を含む。	=	=	ポンプ設備を含む。	
付帯設備(受配電盤) 電動機	kW ≤ 5,000	※1	○ ※3	○	○ ※2	=	○	
付帯設備(受配電盤) ディーゼル・ガスタービンエンジン	kW ≤ 10,000	※1	○ ※3	○	○ ※2	=	○	
天井クレーン	定格荷重 手動:1~10ton 電動:7.5~40ton	※1	○	○	○	=	○	
ポンプ設備用自家発電設備	ディーゼルエンジン駆動※4	※1	○	○ 天井クレーンに準ずる	○	=	○	
ポンプ設備用燃料貯油槽設備	屋外の地下に設置する場合※5	※1	○	○ 天井クレーンに準ずる	○	=	○	

- ※1 標準歩掛 表-2・1・1に示すものは、表-2・3・1 輸送費に含まれる。
- ※2 高圧受電を標準としており、低圧受電の場合は積み上げとする。
- ※3 低圧受電の場合は補正が必要。
- ※4 ガスタービンエンジン駆動の場合には適用出来ない。
- ※5 屋内の地下に設置する場合には適用出来ない。

第3～第6 [略]

第3～第6 [略]